

矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 開催日時

令和元年8月9日（金）午前9時30分～午前10時55分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 15名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1 番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	林 義夫	出
2 番	高槻 祥治	出	美川地区推進委員	谷許 和昭	出
3 番	鳥越 幸男	出	三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
4 番	渡邊 卓司	欠	山田地区推進委員	原野 尚徳	出
5 番	片山 悦志	出	川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
6 番	小野 孝一郎	出	中川地区推進委員	石井 博	出
7 番	平井 康夫	出	小田地区推進委員	田邊 登	出
8 番	平井 忠行	出			
9 番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第24号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第25号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第26号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第27号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について
- (5) 議案第28号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積（別段の面積）の設定について

5. 議案の内容

別紙のとおり

議 長	それでは、ただ今から令和元年度第5回農業委員会総会を開催します。 会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。 署名委員は1番 岸野委員と、2番 高槻委員にお願いします。 本日、渡邊委員は欠席です。 本日の議事につきましては議案第24号から議案第28号の5議案です。
議 長	議案第24号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、 4件議題といたします。
事 務 局	事務局から説明します。 (議案朗読説明) 以上4件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号 には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号20番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
5 番 委 員	申請地は、5筆あります。現況は、耕作されておらず保全管理の状態です。譲渡人は町外にお住まいです。草刈りなどの管理は、譲受人がされていたようです。引き続き管理していただければと思いますので、問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号20番につきまして、 他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号20番につきましては、 許可と決定いたします。
議 長	事案番号21番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
5 番 委 員	譲受人は、矢掛町の空き家バンクに登録されている家を購入されました。この土地は、その空き家に付属した土地です。営農計画書を提出されています。

議 長	問題はないと思います。 地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>2 1</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>2 1</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長 山田地区 推進委員 議 長	事案番号 <u>2 2</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。 譲渡人は、町外にお住まいです。管理が難しい為、この土地のそばに住まれている譲受人に譲渡します。問題はないと思います。 地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>2 2</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>2 2</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長 2 番委員 議 長	事案番号 <u>2 3</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。 譲渡人が耕作困難な為、譲受人にこの土地を譲渡します。問題はないと思います。 地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>2 3</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>2 3</u> 番につきましては、許可と決定いたします。

議 長	議案第 <u>25</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、 <u>3</u> 件議題といたします。 事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 農地区分は、事案番号7番については、矢掛町役場及び矢掛小学校から500m以内に位置するため、第3種農地としています。事案番号8、9番については、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。総会次第に現地確認写真を載せております。
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>7</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
矢掛地区 推進委員	この土地を、町営住宅に転用します。 周辺の土地に影響はないと思いますので、問題はありません。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>7</u> 番につきまして、 他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>7</u> 番につきましては、 許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>8</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
7 番委員	この土地は、申請者の住居のすぐ東側の土地です。 申請者のご高齢になり、共同墓地に行くのが難しくなられたようです。居宅のそばに新たに墓地をつくります。 周辺の土地に影響はないと思いますので、問題はありません。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>8</u> 番につきまして、 他にご意見はございませんか。

	(異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>8</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>9</u> 番につきまして、地元委員の意見ををお願いします。
3 番委員	昨年の豪雨で墓地が倒壊しました。この土地に、新たに墓地をつくります。周辺の土地に影響はないと思いますので、問題はありません。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>9</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>9</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	議案第 <u>26</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>1</u> 件議題といたします。 事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 事案番号6番は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。総会次第に現地確認写真を載せております。
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>6</u> 番につきまして、地元委員の意見ををお願いします。
2 番委員	この土地に、宿泊所としてトレーラーハウスを3棟設置するという転用申請です。本日、許可をすることは難しいと考えます。 その理由を説明します。 まず、トレーラーハウスを別の土地に移そうとして、地元とトラブルになっている

議 長	ということです。 その土地へのがれきや瓦などの投棄が見られます。 トレーラーハウスから出た排水の処理方法が明確にされていません。 地元住民の承諾はとれているのか不明な点があります。 この様な状況とトラブルの解消をお願いし、問題の解消が確認出来た時点で、地元委員として意見を述べさせていただこうと思います。 地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>6</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 事案番号 <u>6</u> 番につきましては、許可保留と決定いたします。
議 長	議案第 <u>27</u> 号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について、<u>2</u> 件議題といたします。 事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 事案番号5番は、矢掛町役場から300m以内に位置するため第3種農地としています。事案番号6番は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。総会次第に現地確認写真を載せております。
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>5</u> 番につきまして、地元委員の意見ををお願いします。
5 番委員	借受人の奥様が貸渡人の娘様です。この土地を、居宅と露天駐車場に転用します。周辺の土地に影響はないと思いますので、問題はありません。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>5</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>5</u> 番につきましては、許可と決定いたします。

議 長	事案番号 <u>6</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
3 番委員	借受人の墓地は、昨年の豪雨で倒壊しました。貸渡人の土地を借りて、新しく墓地をつくれます。問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>6</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>6</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	議案第 <u>28</u> 号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積(別段の面積)の設定について、事務局から説明します。
事 務 局	議案第28号は、別段の面積の設定の適用について審議していただくもので、今回、下限面積0.1aの適用の申請が1件あります。
	(議案朗読説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、案のとおり決定してよろしいか。 (異議なし) 異議がございませんので、案のとおり決定いたします。
議 長	次に報告事項について確認します。
議 長	農地改良届について 地元委員の確認報告をお願いします。

美川地区 推進委員	確認しました。1番は、大量の崩土により、耕作が出来なくなりました。崩土の活用により効率的な復旧を行うため、改良をします。
議 長	利用目的の変更届 について 地元委員の確認報告をお願いします。
山田地区 推進委員	確認しました。1番は、田から畑に変更します。 野菜を作られています。
議 長	農地法第18条の規定による合意解約通知 について 地元委員の確認報告をお願いします。
1番委員	確認しました。1番は、所有権移転をする為、解約をします。 2番は、土地が豪雨により土砂で埋まり、耕作が出来ない為、解約をします。 3番は、別の方が耕作をする為、解約をします。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。